

下関市

再資源化推進事業の手引き

(令和6年(2024年)度版)

下関市環境部クリーン推進課

《重要》

★新しい様式を使用してください

★令和5年度分の締め切りは、9月30日
(クリーン推進課必着) です

再資源化推進事業について	2
奨励金交付までの流れ	3
再資源化推進事業奨励金交付申請書(記入例)	5
再資源化推進事業奨励金交付請求書(記入例)	6
委任状(記入例)	7
登録事項変更届書(記入例)	8
下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱	9

再資源化推進事業奨励金交付事業について

市内の家庭から排出される資源化物の再資源化と減量化を促進することを目的に、再資源化推進事業を実施した推進団体に対して「再資源化推進事業奨励金」を交付しています。

1. 再資源化推進事業とは … 再資源化対象物を収集し、これを、回収業者に売却し、又は引渡す事業を言います。

2. 再資源化対象物（市内の家庭から排出されたものに限りです。）

- ・古紙類 新聞、雑誌、ダンボール等
- ・古布類 古着、タオル、シーツ等
- ・金属類 金属屑、空き缶等

※空き瓶は対象外です。また、空き缶について、伝票に個数で記載されている場合は、50個＝1kgとして計算してください。(小数点以下切り捨て)

3. 奨励金額

再資源化対象物		単位	奨励金単価
古紙類	新聞、雑誌、ダンボール等	1kg当たり	4円
古布類	古着、タオル、シーツ等	1kg当たり	4円
金属類	金属屑、空き缶等	1kg当たり	8円

4. 奨励金の支払い時期（支払い時期は、申請書を提出した月（郵送、支所及び総合支所に提出された場合は、クリーン推進課に書類が届いた月）で決まります）

- 第1期（4月～6月）に申請書を提出（6/28金まで）… 8月中旬
- 第2期（7月～9月）に申請書を提出（9/30月まで）… 11月中旬
- 第3期（10月～12月）に申請書を提出（12/27金まで）… 2月中旬
- 第4期（1月～3月）に申請書を提出（3/31月まで）… 5月中旬

※実施月（引き取り明細書の年月日）が令和5年4月から令和6年3月までのものは令和6年9月30日（月）までの申請（クリーン推進課必着）となります。令和6年10月1日以降に提出されたものについては受け付けできません。なお、各期末の締め切り間際に提出されたもので記載に不備等があると支払いが遅延することがありますので、期限には余裕を持ってご提出をお願いいたします。

5. 注意

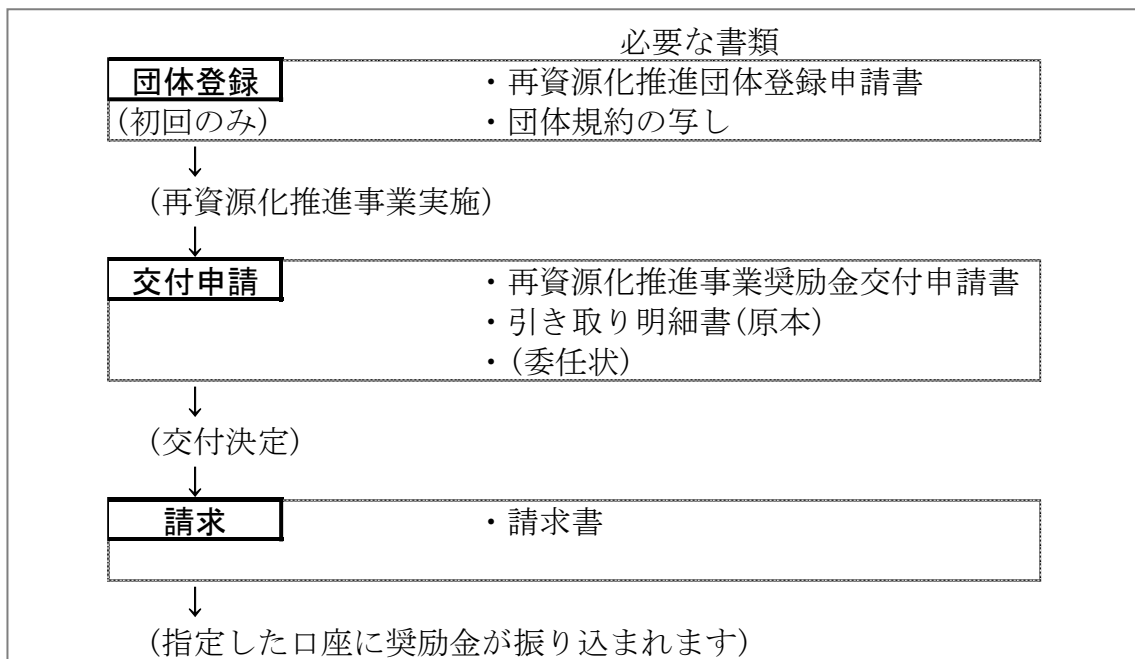
ごみの収集日（月曜日～金曜日）に適正にごみステーションに排出された資源ごみを含む一般廃棄物を持ち去る行為は、条例違反になります。集団回収は、ごみステーション以外の場所か、ごみステーションを利用する場合は、ごみの収集日でない日（土・日）に実施してください。

なお、条例違反を確認した場合、奨励金の不交付や、登録団体の取り消しを行うことがありますのでご注意ください。

6. 人格のない社団等への課税について

人格のない社団（自治会や老人クラブ等）が収益事業を行う場合、税の申告等が必要です。本事業は、活動内容や規模によって申告が必要となる場合がありますので、詳細は、下関税務署法人課税部門（Tel 2 2 2-3 4 4 1）へお問い合わせください。

奨励金交付までの流れ



●再資源化推進団体登録

奨励金の交付を受けようとする団体は、「再資源化推進団体登録申請書」（様式第1号）及び「団体規約」の写しを事前に提出して登録する必要があります。

①再資源化推進団体登録申請書(様式第1号)

口座名義人には、必ずフリガナを付けてください。また、口座名義人の欄は、団体名・役職名などを省略せず通帳どおりに記入してください。

例) 口座名義人が「〇〇子供会 代表者 下関太郎」の場合、
「〇〇子供会 代表者」を省略しないでください。

個人名義の口座には奨励金の振込ができませんので、ご注意ください。

例) 〇〇子供会の会長が下関太郎、会計が山口花子の場合

口座名義 下関太郎 → 不可

〇〇子供会 会長 下関太郎 → 可

〇〇子供会 会計 山口花子 → 可(委任状が必要)

②団体規約

団体規約がない場合は、活動概要（構成員、予算決算書等）を記載した書類（書式は問いません）を提出してください。

●奨励金交付に必要な書類（今回送付した様式をご使用ください）

①再資源化推進事業奨励金交付申請書(様式第5号)

品目ごとに重量を記入し、その単価4円または8円をかけて交付申請額を算出し、その交付申請額を交付申請額欄に記入してください。

②再生資源を取り扱う業者等が発行した引き取り明細書（計量伝票）【原本】

明細書の宛名は省略せず、市に登録した団体の名称で記入してもらってください。（末尾の自治会・子供会などを省略しないでください。）

引き取り明細書には、引き取り年月日、業者の記名・印鑑が必要です。

※業者によっては、2種類明細書が発行されるので、二重に申請しないように注意してください。

③請求書(様式第8号)（交付決定後）

申請書の交付申請額を請求額記入欄に記入してください。

※奨励金額については訂正印での訂正はできませんので、誤った場合は書き直しをお願いいたします。

※口座名義人には、必ずフリガナを付けてください。また、口座名義人の欄は、団体名・役職名などを省略せず通帳どおりに記入してください。

※各年度で初めて申請する際、代表者と口座名義人が異なる場合は委任状も併せて提出してください。

●登録事項変更

再資源化推進団体登録申請書の申請内容（代表者・振込口座等）に変更が生じた場合は、登録事項変更届書(様式第1号の2)を提出してください。

なお、代表者と口座名義人が異なる場合には委任状を提出してください。委任状は毎年度必要となります。

●登録辞退

活動の停止・団体の解散等の理由により登録を辞退される場合は、登録辞退届書(様式第1号の3)を必ず提出してください。

- ・消えないボールペンで記入してください。消せるペン（フリクションペン等）は使用できません。
- ・申請書・請求書は必要に応じて、コピーしてご使用ください。
- ・印鑑は、代表者の印鑑（団体印不可）を押印してください。
- ・訂正するときは修正ペンや修正テープは使用せず、必ず訂正印を押して訂正してください。

(宛先)下 関 市 長

代表者印を押印してください
(団体印不可)

推進団体名 クリーン子供会
 代表者氏名 下関 太郎 ①
 郵便番号 751 - 0847
 住 所 下関市古屋町一丁目 18-1
 電話番号 252 - 7165

再資源化推進事業奨励金交付申請書

下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、
 下記のとおり奨励金の交付を申請します。

内訳で算出した交付申請額を記入してください

記

交付申請額	1,000 (円)
-------	-----------

小数点以下がある場合は、品目ごとに
 切り捨てて、記入してください

内訳

品 目	重 量 (kg)	単 価(円)	交付申請額(円)
古紙類	100	4	400
古布類	50	4	200
金属類	50	8	400
合 計	200		1,000

※令和5年4月から令和6年3月までの実施分
 は、令和6年(2024年)9月30日までに交
 付申請を行う必要があります。(クリーン推進課
 必着)

様式第8号

交付申請書の交付申請額と同額を記入してください(訂正印不可)

請 求 書

金	十	万	千	百	十	円	也
			1	0	0	0	

再資源化推進事業奨励金として、下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱第9条の規定により、上記のとおり請求します。

交付決定通知書受け取り後の日付となります
(奨励金交付申請書の日付ではありません)

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

交付申請書と同じ団体名を
記入してください

代表者印を押印してください
(団体印不可)

推 進 団 体 名 クリーン子供会

代 表 者 氏 名 下関 太郎 印

郵 便 番 号 751 - 0847

住 所 下関市古屋町一丁目 18-1

電 話 番 号 252 - 7165

フリガナも忘れずに記入してください

振込み先

取引金融機関名	みらい(銀行)農協 下関(支店)支所 金庫・漁協 出張所		
口座種別	①. 普通 2. 当座	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ	クリーンコドモカイ カイケイ ヤマグチハナコ		
口座名義人	クリーン子供会 会計 山口花子		

口座名義は省略せずに、通帳どおり記入してください

委任状

(宛先) 下 関 市 長

交付申請書と同じ団体名を
記入してください

交付申請書及び請求書の印鑑と
同じものをご使用ください

(請求者)

推進団体名 クリーン子供会

代表者氏名 下 関 太 郎 印

郵便番号 751-0847

住 所 下関市古屋町一丁目 18- 1

電話番号 252-7165

私は、下関市から支払われる再資源化推進事業奨励金（令和〇〇年度分）の受領を下記の者に委任します。

記

口座名義人の団体名・住所・
氏名を記入してください

団体名 クリーン子供会

住所 下関市古屋町一丁目 18- 2

役職名・氏名 会計 ・ 山 口 花 子

忘れずに役職名を記入してください

振込先

取引金融機関名	みらい			銀行・農協 金庫・漁協	下関	支店・支所 出張所
口座種別	1. 普通 2. 当座	口座番号	0 1 2 3 4 5 6			
フリガナ	クリーンコドモカイ カイケイ ヤマグチハナコ					
口座名義人	クリーン子供会 会計 山口花子					

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

代表者印を押印してください(団体印不可)

推進団体名 クリーン子供会

届出者 代表者氏名 下 関 太 郎 ⑩

郵便番号 751-0847

住 所 下関市古屋町一丁目18-1

電話番号 252-7165

団体登録を受けた日付ですが、分からない場合は、担当が確認して記入しますので、空欄でもかまいません

登録事項変更届書

年 月 日付下 第 号推進団体登録通知書により登録を受けた事項を変更しましたので、下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更箇所のみ、ご記入ください

記

変 更 前	代表者氏名	唐戸 次郎			電話番号	231-1111
	住 所	〒750-8521 下関市南部町1-1				
	金融機関名		銀行 金庫 組合	支店・支所名		支店 支所
	口座種別	普通・当座	(フリガナ)	クリーンコードモカイカイケイカラトハナコ		
	口座番号		口座名義	クリーン子供会 会計 唐戸花子		
	その他の変更					

変 更 後	代表者氏名	下関 太郎			電話番号	252-7165
	住 所	〒750-0847 下関市古屋町一丁目18番1号				
	金融機関名		銀行 金庫 組合	支店・支所名		支店 支所
	口座種別	普通・当座	(フリガナ)	クリーンコードモカイカイケイヤマグチハナコ		
	口座番号		口座名義	クリーン子供会 会計 山の花子		
	その他の変更					

※変更箇所のみ記入をお願いします。

※この場合、代表者と口座名義人が異なるため、委任状が必要です

下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に対して再資源化推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再資源化推進事業 再資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等（以下「回収業者」という。）に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 推進団体 再資源化推進事業を実施する自治会、婦人会、PTA、子供会等の営利を目的としない団体で、市長が登録した団体をいう。
- (3) 再資源化対象物 次に掲げる物で市内の家庭から排出されたものをいう。

ア 古紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール等

イ 古布類 古着、タオル、シーツ等

ウ 金属類 金属屑、空き缶等

(奨励金の額)

第3条 市長は、再資源化推進事業を実施した推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、当該再資源化推進事業により売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量に別表第1に定めた報奨金単価を乗じて得た金額を奨励金として交付する。

2 前項の売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める重量とする。

- (1) 重量により取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている重量

(2) 重量以外で取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている数量をもとに、別表第2に定める重量等換算基準により算出する重量（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（推進団体の登録申請）

第4条 前条の規定による奨励金の交付を受けようとする団体は、再資源化推進団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の活動内容が確認できる規約等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（推進団体の登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録申請書を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、推進団体として登録し、その旨を推進団体登録通知書（様式第2号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、推進団体として登録することが適当でないと認めるときは、推進団体として登録しない旨を推進団体不登録通知書（様式第3号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

3 推進団体は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第1号の2）を、登録を辞退する場合は登録辞退届書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、推進団体が、虚偽の申請その他不正の行為等を行った場合又は2年間にわたり次条の規定による交付の申請を行わないときは、推進団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を推進団体登録取消通知書（様式第4号）により、当該推進団体に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、再資源化推進事業奨励金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）により、再資源化推進事業を実施した年度の翌年度の9月30日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）再資源化対象物を取り扱う業者が発行した引取り明細書又はこれに代わる書類

（2）その他市長が必要と認める書類
（奨励金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を再資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、奨励金を交付しない旨を再資源化推進事業奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、書面により当該奨励金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る奨励金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（奨励金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合にお

いて、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し及び奨励金の返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けた推進団体があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、推進団体の登録を受けようとする団体又は推進団体に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱に基づき交付を決定した奨励金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前に推進団体が再資源化推進事業を実施した場合の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、令和4年度以前において実施する再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前

の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第 3 条の規定は、令和 5 年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、令和 4 年度以前において実施した再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

品目別報奨金単価表

品目		単位	報奨金単価
古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール等	1 kg 当たり	4 円
古布類	古着、タオル、シーツ類	1 kg 当たり	4 円
金属類	金属屑、空き缶等	1 kg 当たり	8 円

別表2（第3条関係）

品目別重量等換算基準表

品目		単位	重量等換算基準
金属類	空き缶	50 個 当たり	1 k g